

会報 No.329



キャリア・コンサルタント

2022年（令和4年）7月10日

[発行] キャリア・コンサルタント協同組合

発行責任者：渡邊 健三

〒102-0052 東京都千代田区神田小川町 1-8-3
小川町北ビル 8F

TEL：03-3256-4167（代表）

直通電話：営業本部 03-6821-7544

：外国人材受入事業部

03-6826-7789

FAX：03-3256-4168

E-mail：[事務局] jimukyoku@ccco.jp

[営業本部] eigyo@ccco.jp

URL：<https://ccco.tokyo>

<http://ccco.jp>

編集長：田中 努

編集者：山本奈美 大野長壽

中野 忠 福田秀樹

バックナンバー：

<http://www.ccco.jp.shosiki.kaiho.html>

1. 税制改正

監事（税理士）中野 忠

（特別寄稿 20回）

2. コロナ情報

藤田医科大学 名誉教授 船曳 孝彦

（記憶に残る西部劇 その8）

3. 「ダンス・ウイズ・ウルブス Dances with Wolves 1990」

元日立ビルエンジニアリング 常務 小泉 幾多郎

（しごとの落とし文 第1回）

4. 証券会社

田園 中児

5. 事務局だより

事務局

一粒万倍

1. 税制改正

税理士（組合員） 中野 忠

税の種類と税制改正の流れ

毎年税制改正が行われています。我が国の税は国税と地方税があり、国税には所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税など、地方税には住民税、事業税、固定資産税、自動車税などがありますが、主に国税の所得税~消費税に関する税法の改正を中心に行われています。

その流れとしては、毎年8月頃から税制調査会によって検討されます。税制調査会は各界の代表者および学識経験者ならなる委員によって構成されますが、基本的には内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議することを目的とする総理府の附属機関で一般には政府税調と呼ばれていますが、近年は与党である自民党税調によって検討されることが常で、8月ころから検討された事項が12月頃に固められ、それが税制改正の大綱として公表されます。それに基づいて1月から3月にかけて国会で審議され3月末までに決定されます。施行は4月以降（数年後から施行というケースもあります）となります。1月以降に審議されますが、与党案なのでほぼそのまま決まるケースが多いので、12月の大綱が公表された時点でほぼ決まりと考えるのが通例です。

令和4年度税制改正

そこで令和4年度の税制改正大綱が令和3年12月24日に閣議決定されました。その税項目としては、①個人所得課税、②資産課税、③法人課税、④消費課税、⑤国際課税、⑥納税環境整備、⑦関税となっています。正直言って非常に難解な項目も多く、十分理解できている訳ではありませんが、各税法の主な項目につき要点だけ触れてみたいと思います。

個人所得課税

住宅ローン控除制度は従来から行われている制度で、この法律は租税特別措置法と言って適用期限の定められたもので、その期限がくると改正の対象になり改めて期限延長となります。住宅ローン控除も4年延長されました。制度の概要としては年末借入残高の1%が税額控除されていました。例えば年末借入残が3千万円だとすると30万円の税金が直接引かれるのです。中所得者で本来の税額が35万円の方は5万円の税金で済んだということです。今回その1%が0.7%となりましたが、その代わり適用期間が10年から14年に延長されました。これは会

計検査院から現在の超低金利時代に借入金利に比して1%は大きすぎるのではという指摘を受けて改正されたものです。さらにこの制度を受けられるのは、その年の合計所得金額が3千万円以下となっていました。2千万円以下と改正されています。

資産課税

税法に資産税という税はありません。所得税の中の不動産の譲渡に関する項目と相続税関係を一般的に資産税として扱っています。

今回改正された最も大きなものは、「直系尊属から受けた住宅取得等資金贈与に係る非課税措置の見直し」があげられます。この制度も従来からあった制度ですが、これも租税特別措置法によるもので、令和3年12月31日までの適用期限が2年延長されたうえで、限度額等の見直しが行われました。この制度は20才以上の人が父母もしくは祖父母から住宅取得のために贈与を受けた場合に一定額の非課税枠が設けられていますが、その取得対象住宅用家屋が省エネ、耐震、バリアフリー性能などを有する住宅の場合1500万円までの非課税枠がありましたが、今回の改正で、1000万円に引き下げられました（一般住宅では1000万円から500万円に）。さらに20才以上の年齢制限が、18才以上に引き下げられました。

法人課税

最も大きな項目は、賃金増による税制優遇です。これは、政府が力を入れている政策に積極的な賃上げを促すための政策で、賃上げ増分に一定率の税額控除が受けられます。大企業と中小企業では要件が異なりますが、大企業の場合、資本金10億円以上従業員1000人以上の大企業が自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届け出が必要で、旧来の増加率が2%から3%となり、税額控除額が増額の20%から30%に引き上げられました。中小企業の場合特に制約はなく増加率1.5%は変わらず、税額控除が最大25%から40%となっています。

その他としてはオープンイノベーション促進税制の拡充や5G（次世代移動通信システム）促進税制の見直しなどがありますが、詳細は省略します。

消費課税

来年10月から適格請求書発行制度が実施され、その課税事業者への登録はその半年前の3月末までに申請手続きをする必要があります。この制度で懸念されているのが免税事業者に対する取引先への排除です。大手企業が免税事業者である下請業者からの仕入等が税額控除ができないことを理由に取引が停止される可能性があるために、実際来年10月以降にそうなった場合、その免税事業者はやむなく課税事業者として申請しても即登録事業者になれなくなることになるのを回避するため、免税事業者に限ってすぐに登録事業者となることができるようになりました。

納税環境整備

税理士は資格を得て登録する際、その事業を行う事務所を届け出ることになりますが、その事務所は2箇所以上設けてはならないことになっており、それに違反すると懲戒などの処分を受けることになります。かつて自宅以外を事務所として登録していた税理士が便宜的に自宅で作業をして書類の返送先を自宅にしていたところ、自宅が事務所として指摘され懲戒処分を受けた税理士が公表された時、非常に疑問を感じていました。自宅以外に事務所を設けている税理士で、自宅に仕事を持ち帰っていない税理士なんているだろうか。少し厳しすぎるのではと思っていました。

一昨年のコロナ騒動が起きた際、多くの企業でテレワークが一般化されたとき、税理士が従業員にテレワークをさせることは、その従業員の自宅が事務所とみなされるのではと懸念してためらった税理士が多くいたようです。そのため今度の改正でそのようなケースでは複数の事務所とはみなさないこととされました。

尚、国際課税と関税は省略させていただきます。

以上

(特別寄稿 20 回)

2. コロナ情報

藤田医科大学 名誉教授 船曳 孝彦

国のとった政策は失敗だらけでお粗末としか言いようのないものだったにも拘らず、日本は世界の中で、最も影響が小さくて済んだ(まだ済んだといっけないうるが)国です。先ず PCR 検査の問題があります。簡単な検査であるにも拘わらず、国指定検査室や保健所などに絞り込み、一般の大学、研究所などでの検査は陽性例のみを受け付けたため、分母の分からない感染率(?)だったり、いい加減な悪得医師による高額検査の横行を許したこと。更に時々刻々変異するウィルスの変異株の同定に不熱心だったことなどが挙げられます。むろん大規模検査をすればそれだけで感染を防ぐことが出来るものではありませんが、政府の思考過程には一般科学者の意見を汲み上げる姿勢が全く見られませんでした。

Go-To 政策や、オリンピック強行開催などの問題もありましたが、何ととってもワクチン政策はお粗末の連続でした。そもそも 2003 年 SARS の時にワクチン開発を冷遇して開発に大幅な遅れをとったことも原因していますが、すべて海外頼みのため、大幅に入手が遅れたこと、接種に当たり予約、実施など全てが後手後手となり混乱をきたしたこと、3 回目接種時の間隔を誤り、社会的不安を与えたこと、それが原因かどうかは別としても 3 回接種が未だに 60%を超えないこと、4 回目接種が科学的にも有効(感染率、発病率、入院率、重症化率、死亡率ともに)とさ

れており、政府としても推奨してはいるものの熱心さに欠け、マスコミも含め関心が薄れてしまったこと、そして大量のワクチンを廃棄処分しなければならなかったこと（経済的損失は甚大）。

これらの問題を検証しないで済ませてゆくと、次の新ウィルス流行が到来（必ず来ます）した時、またしても後れを取ってしまいます。政府は『感染症危機管理庁』を創設するようですが、新たな省庁を作っても何を管理せねばならないかははっきり示せなくてはなりません。新型コロナウイルス関連の十分な検証があってこそ機能するのでしょうか。反省しない国といわれたいようにすべきです。

ともあれ、新規感染者数は減少しています。前報まで心配した第6波の右肩の宝永山が噴火するのではという危惧は薄れたとみてよいと思います。前報で怖れていたオミクロン株の変異株による仮称第7波第8波が本物の7,8波に発達することなく、第5波のような劇的な消退ではないものの、どうやら終わりの始めとなりそうです。しかし消え去ることはなく、この先新たな小さな軽い第7波、8波の可能性は大です。

日本のコロナ対策が穴だらけであったにも拘らず世界の中で優秀な結果だったことの分析もしておかねばなりません。専門家会議の押谷仁先生の論文によれば、マスク、三密回避、飲食店規制、外出自粛、大声発声禁止などの要請に国民が従ったこと、そこには強い社会的圧力が働いたことを挙げています。戸外でのマスク着用は不要と言われてもまだマスク着用者が大部分です。それだけ「いうことをきく」人、習慣づけから抜け出せない人が多いのが日本人でしょうか。他所の国では罰則なしに要請だけで素直に従うことは考えられません。もう一つ大きく貢献したのは、医療従事者と保健婦です。従来から結核患者などの接触者追跡を行い、きめ細かく調査、フォローアップしてきた実績があり、新型コロナウイルス陽性者にも適応されました。ここ10年政府は保健所を縮小する方針で来ており、限られた人数のところ無理とも思える指示を出しましたが、クラスター感染、濃厚感染者など膨大な仕事をよくぞこなしたと、感服しております。

更に私見を述べるとすれば、日本はラッキーだったということです。ウィルスは盛んに変異し、強い株が先行株を駆逐し感染を広げてゆくのが特徴ですが、猛威を振るった第5波のデルタ株が日本固有の変異株で、変異の果てに自滅の道を進んでくれた（まさに神風級）こと、さらに未曾有の強い感染力を持った第6波のオミクロン株が病原性の上では比較的弱かったことは幸運でした。

コロナ規制から脱却し、山歩き、ゴルフなどの屋外スポーツを楽しみましょう。プレイ中などにマスクは不要と思います。私はいま街中ウォーキングをしています。マスクは手に持って歩いています。電車、バスなどを利用する際、デパートなどの買い物時は必ず着用しています。三密は出来れば回避したいところですが、会食時の人数制限は無意味と思います。大声でなく楽しく会話・食事を楽しもうではありませんか。なお、機会があれば是非4回目のワクチンを受けてください。

（2022年6月21日記）

前回、コロナ情報 20 回を発信した直後から新規感染者のカーブが上を向き、東京都内で 1000 人以下から 1000 人代、2000 人台を経て 3000 人を超えるに至りました。実はこれまでの 2 年とも夏に流行しています。怖れていた第 7 波が始まってしまったとみる方が良いでしょう。種々の規制や重点措置とされていたことがどんどん解消され、インバウンドが重要だとして海外からの観光客誘致がコロナ以前に戻ったように入国を許可したり、政府は今選挙のことしか頭にないので全く無関心としか言えません。

第 6 波を形成したオミクロン株の変異亜株 BA-2 株に替わり、感染力のより強い BA-5 亜株が主役となると思われますが、すでに日本にも入り込んでいることは確認されていますが、確り全例分析していないので、イギリスのように BA-2 から BA-5 に置換されてゆく図形は描けません。流行の主体は 20, 30 台で、軽症者が多いのですが、全くの無症状者が多いということはそれだけ社会の中でエアロゾルとなって撒き散らかされていると考えねばなりません。世の中はすっかり緩和ムードになってしまっています。

(2022 年 7 月 2 日記)

(記憶に残る西部劇 その 8)

3. 「ダンス・ウイズ・ウルブス

Dances with Wolves 1990」

元日立ビルエンジニアリング 常務 小泉 幾多郎

「ダンス・ウイズ・ウルブス Dances with Wolves 1990」は、西部劇としては 1931 年「シマロン」のアカデミー作品賞以来、約 60 年後に作品賞をはじめ 12 部門にノミネートされ、作品賞、監督賞、脚色賞、撮影賞、編集賞、作曲賞、録音賞の 7 部門でアカデミー賞を獲得した。この年は、1972 年と 1974 年に作品賞受賞した「ゴッドファーザー」「同 PART II」に次ぐ「同 PART III」と争うことにもなったのだった。1980 年代に入り、俳優が監督した作品が正当に評価され、ロバート・レッドフォードの「普通の人々 1980」ウオーレン・ベイティの「レッズ 1981」リチャード・アッテンボローの「ガンジー 1982」がそれである。

ケビン・コスナーが製作・監督・主演し、南北戦争のさなかに、自ら志願して西部の辺境の地ダコタの基地に赴いた騎兵隊の中尉コスナーが先住民たるスー族と出会い、其処で先住民と親しくなり、大地に根差した自然賛歌を織り込みながら新しい生き方を見出していくことから、遂には陸軍に反抗して先住民と運命を共にするという映画。コスナーもこれによりその仲間入りを果たしたのだった。そもそもこの時代、西部劇というジャンルが顧客に受け入れられなくなってきた上に、ネイティヴアメリカンの視点で白人を批判した物語は、映画会社が製作費を出したがらず、コスナーが私財を投じてのリスクへの挑戦だったからこそ特筆すべきで、結果的にアカデミー賞と興行的成功という結果を生み出したのだった。

ネイティヴ・アメリカンが独自の文化を持ち自然を敬い、自然と共生する姿といった高潔さを賛美する。バファロー狩りの描写も素晴らしいが、毛皮と舌の肉を取り他は捨て去る白人に対し、祈りを捧げ感謝しつつ全てを消費するネイティヴ。騎兵隊に捕まった中尉の貴重な日記帳を奪い、キジを打つ（排便）同僚に単なるカミとして切り裂いて与えたり、中尉に懐いた題名通りの狼を射的の様に、面白半分撃ち殺すシーン等々。

アジアに侵攻し現地人の殺戮を繰り返したベトナム戦争と先住民との戦争ともいうべき開拓時代の戦いが重なり、ベトナムの兵士と辺境の騎兵隊がオーバーラップし、互いの文化を認め合い共有しようという時代の思想を反映しているのではなかろうか。コスナーはヒーローではあるが、何処か物悲しくアメリカ人の良心と心の拠り所を、体を張って表現している。

この後「ラスト・オブ・モヒカン 1992」や「ジェロニモ 1994」と言った新しい歴史観を持った優れた西部劇が新たに作られたが、しかし突然変異的に、ネイティヴ・アメリカンの立場の映画が作られた訳ではないが、本格的にネイティヴ・アメリカンの言語、此処ではスー語が使われていたことは画期的なことで字幕表示された。

それら過去のネイティヴ・アメリカン寄りの映画で、小生が観たものを列举すれば、「折れた矢 1950 デルマー・デイビス監督、ジェームス・スチュアート主演」「アパッチ 1954 ロバート・アルドリッチ監督バート・ランカスター主演」「シャイアン 1964 ジョン・フォード監督リチャード・ウイドマーク主演」「ソルジャー・ブルー 1970 ラルフ・ネルソン監督、ピーター・ストラウス主演」「小さな巨人 1970 アーサー・ベン監督、ダスティ・ホフマン主演」がある。

—以 上—

4. 証券会社

田園 中児

昭和34年(1959年)4月、22歳、晴れて、今は無き四大証券の一角Y証券に入社した。当時は前年の10月に企業の入社試験が、一斉に解禁されていたが、一番早くY証券株式会社から採用通知が来た。早速、「入社承諾書」を書かされ、他の入社試験を受けた会社に断りを入れた。証券会社の入社試験を受けた理由は、初任給が銀行より1,000円高い、14,600円が一つの理由であった。

当時は、現在より新入社員の教育期間も長かった。入社式後、120名の同期生は兜町の本社で午前中は研修を受け、午後のなると、東京証券取引所の講堂で、他の証券会社の新入社員と一緒に、「第一種証券外務員」の資格を取得するための講習が行われた。

4月15日には、仕事もせず研修を受けているだけなのに、早くも給料の支給を受けた。証券外務員の試験に合格すると、4人一組になって都内の「支店」周りを回り、支店長などから現状の説明を受けた。

その後、仮赴任の形で支店に配属され、「営業」の指導を受けた。渡された資料に基づき「飛込営業」をやらされた。その中で「月掛け」のお客を確保した時は支店に飛び帰り、営業マンと同行し、契約をしたのはうれしい思い出である。

7月になり正式の所属が決まり、私は幸いに自宅近くのG支店に同期生3人と赴任した。そのうちの一人は3か月後に退社してしまった。支店では当時短波放送で株式の相場(価格)を流しており、それを黒板の相場表に書き込む事から、始めたが、銘柄と値段が聞き取れず右往左往すると、先輩の営業マンから怒鳴られた。8月ごろから店頭のカウンターに席を与えられ、一人前の顔をして、座り顧客の相手をし、先輩から依頼された顧客に電話連絡をした。午前8時50分から始まった株式市場が、午後3時に終了すると、新人は支店長代理(次長)から渡された資料を基に、新規顧客の開拓のため飛込の営業を始めた。5時過ぎに帰店すると、当日の報告を次長から求められた。

昭和35年(1960年)頃から「証券よ今日は!、銀行よさようなら!」と言われるようになり、外回りより店頭で座っている方が、お金が集まるようになった。しかし、Y証券は集めた資金を運用するのが下手であった。昭和36年7月にダウ平均株価(現在の日経平均株価)がピークを迎え、36年後半から資金繰りが苦しくなった。

私が退社した昭和38年(1968年)2月はまだ、送別会を開いてくれたが、39年以降になると「ドウゾ!」と言われたようだ。そして、40年5月になると、当時の田中角栄蔵相はY証券に対し「無担保・無制限の日銀特別融資」を行った。そして別会社の「(株)Y」を設立し、そこにY証券の営業権と預かり資産を移動して、Y証券に社名変更をした。私に言わせるとこれが第1回目の倒産であり、平成9年(1997年)11月24日野澤社長が「社員は悪くありません!」の言葉を残して廃業したのが第2回目の倒産である。ここで、百年の歴史を持つ証券会社が消えたのである。
(つづく)

5.事務局だより

事務局

●7月10日に3年に1度の参議院議員選挙が行われました。その結果新聞等の予想以上に自民党が圧勝しました。また、日本維新の会の躍進が注目されました。これで、憲法改正の作業が進むことでしょう。75年以上に亘って改正されない憲法も珍しいですね。ただ悲しいことに、8日に元首相の安倍さんが応援演説中に暗殺されました。警察その他の防備に問題があったようです。

●6月21日の理事会で次の企業が組合加入を承認しました。
マルアキフーズ株式会社 横浜市保土ヶ谷区和田 2-3-6
代表取締役社長 田岡 慎司、 惣菜加工業、 外国人材受入事業
事業所：みなとみらいセンター

●組合の夏休みが8月11日（木・山の日）～15日（月）に決まりました。この間、事務局はお休みとなります。ゆっくり英気を養って下さい。

●7月の行事等の予定

- 11日（月）BCセミナー（マーケティング）
- 12日（火）運営会議（13：30）
- 13日（水）営業担当者会議（10：30）
- 14日（木）BCセミナー（経営戦略）
- 19日（火）理事会（13：00）
- 20日（水）貿易実務（12：00）
- 21日（木）BCセミナー（経営戦略）
- 25日（月）BCセミナー（マーケティング）
- 27日（水）営業担当者会議（10：30）、貿易実務配信（13：00）
- 28日（木）BCセミナー（経営戦略）

●8月の行事等の予定

- 1日（月）BCセミナー（マーケティング）
- 9日（火）運営会議（10：30）
- 11日（木）～15日（月）夏季休日
- 16日（火）理事会（13：00）、研修の集い（16：00）
- 24日（水）営業担当者会議（10：00）、貿易実務配信（13：00）
- 31日（水）貿易実務配信（13：00）

一粒万倍

▼今年の梅雨は全国的にも早く始まり早く終わりました。関東地方では梅雨入りが6月6日、梅雨明けが6月27日で、平年より1か月早く、6月にかかわらず、各地で40度を超す気温となり、熱中症患者が多く発症し、街中では救急車が右往左往していました。特にマスクをしたり、電力の節約のため多くの患者が発症したようです。この暑さにも拘わらずセミの羽化が遅れており、セミの鳴き声が聞こえてこない。このまま秋が早く来るのか。

▼6月24日、I C A N（核廃絶国際キャンペーン）が開催された。我が国は世界で唯一の被爆国であるにも拘わらず、オブザーバーとしても参加していないし、（国際）核兵器禁止条約にも加盟していない。これは米国の核兵器の傘下にあるため、批准どころか我が国の主権はどこにあるのか考えさせる課題である。今回の参議院選挙で日本共産党のみが条約に加盟すべきと訴えていた。

▼7月3日より86時間に亘ってKDDIの通信障害が発生した。その結果3915万回に影響が出ました。わが一族は息子が当時のツーカーに就職した関係でほとんどの者がauの携帯を使用していたため、連絡が取れず迷惑を被った。ただ一人家内がなぜかドコモを使用していたため大活躍した。最近の若者は固定電話も持たず、携帯でのみ連絡を取っているが、緊急時に連絡方法が一つでは心もとない。やはり多少お金がかかっても複数の通信手段を確保しておくべきである。

編集後記：*今月号に中野税理士による「税制改正」という貴重な投稿をいただいた。ありがとうございます。*今月号から田園中児の第2回目の落とし文シリーズ「しごとの落とし文」が始まりました。よろしくお願ひします。